平成２９年（フ）第１９号
広島市安芸区畑賀町3251番地
破産者　西谷　英治
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
広島市安芸区畑賀町3756番地５
破産者　西谷　英夫
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６５号
広島市安芸区矢野西１丁目18番17号
破産者　杉本　丈夫
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
高知市横浜西町35番46号
破産者　丸岡　圭郎
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５号
高知県安芸市本町２丁目10番20号
破産者　丸岡　和平
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６号
高知県安芸市本町２丁目10番20号
破産者　丸岡　秀夫
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３８号
熊本市中央区水前寺１丁目９番25号
破産者　竹本　　敦
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７４号
佐賀県佐賀市兵庫南４―19―３　レオパレスＳ201、開始決定時の住所大分市大在浜１丁目９番17号（ウィンダム浜201）
破産者　渡邊　拡朗
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
大分県竹田市久住町大字栢木1442番地
破産者　工藤　　寛
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１６７号
青森市自由ヶ丘２丁目６―26　ディアコート自由ヶ丘301、住民票上の住所青森県弘前市大字宮園５丁目16番地３
破産者　石田　欣孝
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
青森県上北郡おいらせ町上明堂51番地１　ユーミーマンション上新町101号、開始決定時の住所青森県上北郡おいらせ町苗振谷地47番地４　マーヴェラスミムラ101号
破産者　三村　幸男
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第４６号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田11番地３
破産者　吉本多鶴子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１２号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字家後51番地２
破産者　藤田　　司
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２４号
秋田県能代市字養蚕脇31番地６
破産者　山田　哲也
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第５０号
福島県喜多方市塩川町中屋沢字フイラ石乙1512番地１、前住所福島県喜多方市字屋敷免3988番地４　コーポＮＯＢＥ307号
破産者　長谷川けい子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
茨城県水戸市双葉台５丁目799番地の10　県営双葉台東アパート２棟１－４号
破産者　中村　勝男
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６６号
横浜市緑区霧が丘２丁目14番地23　ヴィバーチェ霧が丘603号
破産者　本橋　秀樹
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１０２号
神奈川県藤沢市善行団地１番４―508号、旧住所神奈川県藤沢市善行１丁目10番地の14
破産者　高城　庸一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部